

愛知県後期高齢者医療広域連合告示第4号

写しの交付に要する費用の額(平成19年広域連合告示第4号)の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和5年3月31日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太田 稔彦

写しの交付に要する費用の額の一部を改正する告示

写しの交付に要する費用の額(平成19年広域連合告示第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「含む。）」の次に「及び第78条第1項」を加え、「愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年広域連合条例第8号)第27条、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年広域連合条例第9号)第7条第2項」を「愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第2号)第3条、愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例(愛知県後期高齢者医療広域連合条例第1号)第31条」に、「磁気テープ等(例えば、フロッピーディスク等)」を「光ディスク等」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。